

第37回
埼玉県男女共同参画審議会

平成24年7月30日（月）

埼玉県県民生活部男女共同参画課

○会長 本日の議題は「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について」ということで、4つの点について事務局の方から説明をいただきまして、質疑応答などを行いたいと思います。

それでは最初の1番の「埼玉県男女共同参画基本計画の策定」について、事務局から説明をお願い致します。

【事務局説明】

○会長 ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願いします。

○栗田委員 今、指標であがっていた5番目、女性の15歳から64歳の就業率は正規雇用だけの数字ですか。

○事務局 非正規職員についても含まれております。

○山寄委員 男性の家事・育児参加時間の、週140分、平成18年度という数値はどこの調査の数字ですか。

○事務局 総務省の社会生活基本調査の数字でございます。

○根岸委員 資料1の(3)の付帯決議の確認をさせていただきたいのですが。まず1番の計画策定。十分整理した上で実施するということを、計画を作る過程でも発言した覚えがあるのですが。先ほど基本計画の推進指標の説明がありましたが、これ以外の目標も中に入っていますよね。

○事務局 推進指標は、提出した議案では33指標でしたが、1指標修正可決されておりまので、34指標となっています。

○根岸委員 推進指標しかないということですか。旧プランには細かい目標（推進項目）が入っていましたよね。推進指標だけやって細かいのはやらないでいい、それが附帯決議なんですか。

○事務局 この附帯決議の主旨は、推進指標が前回18だったものが今回33ということで数が多いだろうということ。また、男女共同参画基本計画は、男女共同参画の視点ということで全施策に関わってくることから、分野がかなり広くなっているということで、5か年計画特別委員会ではもう少し男女共同参画に絞った上で計画を立てるという考え方もあるという御意見もいただきました。そうしたことを踏まえて「メリハリをつけて進めてほしい。」ということと理解しています。

○根岸委員 私も基本的にはそういう考え方で主張したこともあるんですが、基本的な考え方
というと、3・4の推進指標だけ推進すればいいという組立にしたってことですか。

○事務局 推進目標を掲げていない推進項目についても、メリハリを付けて事業を進めていき
たいと考えています。

○根岸委員 メリハリというのは具体的にどういうことですか。

○事務局 例えば今回、M字カーブの問題の解消、政策方針決定過程への女性の参画など重点
的に取り組む事項を3つほど掲げさせていただきました。

また、私たちの県民生活部という部局は男女共同参画基本計画を総合的に調整する形になり
ます。それぞれの施策についてはそれぞれの部局が責任をもって優先順位、プライオリティ
をつけた中でやっていただくということとなっています。

○根岸委員 具体的にはこの審議会で進捗状況をチェックしていくのは3・4項目だけというわ
けですか。

○事務局 推進指標以外についてはこれからのことのございますので、チェックの方法等少し
検討させていただきたいと思います。

○根岸委員 強弱を付けるなど十分に整理した上で実施することという附帯決議があるので
から、それに対するアンサーを用意しないといけないと思うんです。3・4をこのくらい力を
入れてやると。その他のものについては、例えば部局に任せてしまって、この審議会では討
論しないと。極論かもしれませんけど、それだって附帯決議を実行することになりますよね。

○事務局 ご意見の趣旨もよくわかりましたので、事務局の方でも検討させていただきたいと
思います。

○根岸委員 もう一点よろしいですか。附帯決議の4番の意味がよくわからないんですけど、
「県立高校については、男女別学校が培ってきた伝統を十分に配慮することとし、このこと
については県教育委員会が責任をもつこと。」これは従前どおりで変えませんということです
か。この意味というのは別学のところは維持するということですか。

○事務局 5か年計画特別委員会での教育局の答弁の中で「男女別高校を共学にするかどうか
については、学校の判断による。」という趣旨の答弁がありました。それに対して、「教育
局として判断をしないのか」という意見がございました。最終的に附帯決議の中で県教育委
員会が責任を持つことということが議会の方で附されたということでございます。

○根岸委員 教育委員会が責任を持って結論の方向を出しなさいということですね。

○事務局 「きちんと教育局の方で責任を持ってください」という趣旨でご理解をいただけれ

ばよろしいかと。

○会長 他に何かありますか。

○徳倉委員 同じく附帯決議の中で、3のところにある「社会的な合意」というのはふわっとした表現ですが、どういうサジェスチョンをして合意という判断をするのかをお聞きしたいんですが。

○事務局 十分に住民の方に説明し、説明責任を果たした上で合意を得ていくことになります。

○徳倉委員 それはある程度のスパンをおいて住民の方に説明をしていくと。

○事務局 中身に応じてということになるかと思います。事業レベルのものであれば説明会という形式もあろうかと思いますが、社会保障制度のようなものであれば国民レベルの合意という、それなりに時間もかけていくべきものであろうと思います。

附帯決議は何かを変えるという時には日本の歴史や文化の否定に繋がらないようにして欲しいということです。御理解いただければと思います。

○根岸委員 なぜ附帯決議にこだわっているかというと、前回の36回審議会の際、男女共同参画基本計画が継続審査になっているという説明があったので、附帯決議になった経緯についてもっと詳しく説明していただきたいということが根底にあったものですから御質問させていただいたということです。

○事務局 では、今3番と4番で御指摘があったので、1番と2番についても若干補足して説明させていただきます。1番についてはここに書いてあるとおりです。計画は非常に多岐にわたっている。委員からもこれを全部男女共同参画課が事業を行い、進行管理をするのかという御質問がありました。それに対しては、そうではなく、先ほど申し上げたようにそれぞれの項目については各部局がそれぞれのテーマに応じてやっていくと。男女共同参画課は全体の進行管理をやっていくと説明しております。その中で委員の方からも、これだけ多いと総花的になりすぎるではないか、メリハリをつけてやってくれよと。具体的にどれに強弱をつけるとかそういうことはないですけれど、各部局において責任をもってやってく。男女共同参画課は部局に丸投げしないで管理をしてくれと、そういう趣旨でございます。2番については、県で進めているウーマノミクス、そういった関係もあるのでこれについてはしっかりやってくれという趣旨で出されたものです。

○会長 それでは、2番目の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）について」を事務局から説明していただきます。

【事務局説明】

○会長 それでは今の説明について御質問があればお願ひします。

○間篠委員 配偶者暴力相談支援センターの設置市町村数は23年4月で3市となっていますが、これはどちらの市ですか。

○事務局 現在は5市設置されておりまして、川越市、本庄市、朝霞市、草加市、吉川市の5市です。

○会長 第3次計画の特色は交際相手からの暴力も対象にするというところが一番大きな改正点なんでしょうか。

○事務局 交際相手からの暴力につきましては、第1次の計画から埼玉県としては対象に入れています。ですから対象ということでは変わっておりませんけれども、今回やはりDV防止に関しては、早い段階からの普及啓発が重要であるということで、データDV防止の普及啓発について力を入れるというところが、重点的に取り組む施策として入れております。

○金井委員 指標のところで、配偶者暴力相談支援センターの設置市町村数を5市から13市に増やすということで、具体的に県はどういうふうに市町村を支援して目標を達成しようとしていくんでしょうか。

○事務局 配偶者暴力相談支援センターを設置していただくために、まず県としては市町村の中の体制、例えば相談体制、それから市町村それぞれの庁内体制、関係機関の連携体制というものを整備していただくよう、そうしたノウハウの提供というのを中心させていただいております。例えば相談体制の充実ということについては、スーパービジョンを実施したり、実際に市町村の女性相談窓口をモデル的においていただくとか、そういった取組を通して体制整備をしていきます。それから庁内連携会議を設置していただくために、設置の手引きをつくり提供する、もしくは助言させていただく。こうしたことを今進めています。まずは人材育成を図りつつ、市町村の方に支援センターとしての事業展開をお願いしたいと思っております。

○事務局 配偶者暴力相談支援センターの難しいところは、身近なところで相談できるというのはいいことなんですけれども、市町村の役場は身近なだけに結構知っている職員もいるわけですね。そうすると、今話があったようにしっかりした体制を整えて、ある程度ノウハウある職員を育成して、目立たないところで話を聞くという相談体制、そういう人的な支援と

庁内の物理的なあまり目立たないようにしてあげるというそんなものが必要になってくるんですね。ですからその辺について県として、こんな配慮が必要ですよということを具体的に示しながら整備していきたいと思っております。今日、委員に市長さん町長さんがいらっしゃるので、よくおわかりになると思うんです。「どこどこの誰々ちゃんが来たよ。」ということで推測されてしまうようだとかえって困ってしまうんですね。その辺の配慮を要するということです。

○長沼委員 今のお話のように、市町村はいろいろな面で県に相談にのっていただいております。そのおかげもありまして志木市の場合はと、来年度平成25年度に組織機構の見直しを全般的に実施し、その中で、「配偶者暴力相談支援センター（仮称）」の設置を予定しております。そういう意味で、県のさまざまな支援をいただきながら市町村では具体的な施策の推進が行われつつあると認識しています。

○会長 では横瀬町長さんいかがでしょう。

○加藤委員 私の町は人口9千人しかおりませんので、どこの誰かすぐわかります。実際問題として小さい町では県の支援を受けるしかないんですね。町の職員が立ち入るというのが余計問題を難しくするというのが現実にありますので、窓口は市町村ということになるかと思いますが、県の積極的な支援をお願いできればと思います。

○会長 他にありますでしょうか。

○松本委員 いくつかあるんですけど、実際にDV被害者を逃がしたりするときに、一番苦労するのは、結局自立する勇気がなくて戻っちゃう。圧倒的に多いです。実際携わったことがある方は皆さん御存知と思うんですけど、やはり一番大事なのは自立支援というのが非常に大事だと思うんですよね。逃げてきた母子を心理的なケアを行いながら、住居を確保させて、自立的就業への支援、やはりこれが一つの場所で行えればベストだと思うんですが、それができない場合はやはり連携してやっていくしかない。例えば住宅の協力要請、実際今どの程度できているんでしょうか。実際に逃がそうとしていると逃げる場所がないというのが圧倒的に多いです。当面仕事どころではないから生活保護というケースが確かに多いんですが、そういういった問題が非常にあります。それにもかかわらず、小さなお子さんならともかく、ちょっと大きくなった男のお子さんは一緒に婦人相談センターに入れませんよね。そういうことも含めて、どう連携していくのかというのが非常に重要なと思います。

そういう視点で色々な施策が練られていると思うんですけど、「いろいろなところで関係市町村に協力を求めていきます」とか、そういう記載が多いですが、現実にどういう

ふうに動いていくって、どのようにやっていくのかを教えていただければと思います。

○事務局 まず自立支援ということはとても重要なことでございます。先ほども申し上げたように、実際には自立支援の生活保護とか住宅であるとか、福祉施策の実施機関は福祉事務所が持っている関係があります。それぞれの市、もしくは関係機関の連携という言葉は簡単なのですけれど、どうやって被害者を支援をしていくかということを関係機関が相談・協議できるような枠組みをつくっていただくようにしております。

また、8月1日から県の男女共同参画推進センターで、配偶者暴力相談支援センターの業務開始を予定しております。先ほど加藤委員からもお話をありましたけれども、地元の市町村へはなかなか相談に行けないという方については、広域でということで、県のほうでお話を伺いできればということもございます。ウィズユーさいたまは開放的な施設ですし、配偶者暴力相談支援センターとして、ご相談においてになりやすいこともあります。まずはグループ相談ですか、心のケアなどの継続的な支援をとりあえずやっていきたいと考えております。

それから、住宅支援についてはなかなか難しいところが現状としてありますが、実際に県営住宅の一時入居制度を設けて、活用できる人は活用していただくということもやっております。ただ実際問題とすればあまり利用者がいないのが現実でございます。

また、民間の支援団体も県内にいくつかございます。そういったところに、ニーズの異なる方々に対応いただけるような形で一時保護委託をお願いするとか、様々な活動に取り組んでいる団体がございますので、財政的な支援をしていきたいと、今のところ考えております。

○松本委員 今、県営住宅は利用者が少ないというお話をしたが、非常に必要性を現場で感じます。もしそれがあまり活用されていないとしたら、実際には需要があってそれを吸い上げていない。そういう状況があると思うので、そういうことについても検討していただければと思います。

先ほど市町村の方々からお話をありましたけれど、よくあるのは親戚が役場に勤めているから相談に行けない。また、弁護士が戸籍とったりすると、ばれちゃうんじゃないかな。そういう視点をもうちょっとと考えていただければなと思います。

○事務局 今後の課題といたしまして十分に検討していきたいと思います。

○松本委員 たぶん、制度があっても使えない。今逃げたい、という人にはすぐに対応してもらえないのか。学校に行っている子供を連れて急いで逃げなくてはいけない。大きな男の子を連れてシェルターに入れない。でも、県営住宅とか探していると時間がたってしまう。ス

ピード性のある何かできればいいのかなと思うんです。

○鈴木委員 県営住宅は離婚が成立していないと入れないですよね。

○松本委員 言われますよね、最初にね。DVの場合、行ってごらんという話をしても実際に制度としてOK（離婚は条件となっていない）になっているのかもしれないんですけど、運用として使いづらいのかなと。

○事務局 そういういた使いづらさについて御指摘いただいてますので、所管部局の方とも調整してみたいと思います。

○松本委員 DVの被害者には、まず一回逃げる気になつてもらわないと話が始まらないんですけども、その一歩が結局踏み出せない。その踏み出せないことを本人たちが理由付けして正当化してしまうのが、逃げるところがない。そういうことで逃げられる場という観点での対応をもう少ししていただけだと違うのかなと。

○事務局 いただいたご意見についてはいろいろと検証していきたいと思っていますが、県営住宅については、一時保護が終わった後のステップハウス的な一時使用許可も行っているがそれは本入居ではないということなんです。

○松本委員 たぶん期間が短いんじゃないですか。

○事務局 いろいろなパターンがあると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○松本委員 お願いします。県営とか市営とか、入りたいけど入れないっていう、DVで逃げている方っていうのは非常に多いと思うので。一般の離婚母子家庭もそうですけど。

○会長 それでは時間の関係もございますので、議事3と4を続けて報告いただいて、あと質問をまとめてお願いします。

【事務局説明】

○会長 プランの推進指標の達成状況についてとウィズユーさいたまの報告について、御質問ございましたらお願いします。

○山寄委員 資料7の一番上の「固定的性別役割分担に同感しない人の割合」は何の調査の数字ですか。

○事務局 埼玉県が独自に3年に一度県内の住民を対象にした意識実態調査を行っており、その数字です。

○会長 資料8の審議会等の女性比が1.3ポイント減少した原因是、女性のいない審議会が

再開したことですが、どこの分野ですか。

○事務局 環境部のNOx法に関する協議会で、協議事項がなかったのでしばらく休止していましたけれども、今年度再開しました。構成員54人のところ女性がゼロ名でございます。ここが入ったものですから、足を引っ張ってしまったというところです。

○会長 なんという協議会ですか。

○事務局 「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車粒子状物質総量削減計画策定協議会」、構成員のほとんどが市町村長、あとは国土交通省の地域機関ですとか交通関係のところということで充て職になっております。今年度限りで廃止予定と伺っております。

○会長 (3)を見ると、危機管理防災のところが一桁になっているので、ここを相当働きかけないと、全体的に上がらないのかなという気がしますけれども、そのあたりはどう考えらっしゃいますか。

○事務局 私はこの3月まで危機管理防災部長をやっておりまして、これを所管しておりました。例えば、地域防災計画を作る防災会議というのがあるんですけども、ほとんど充て職なんですね。例えば自衛隊ですとか、国の人々の地域機関ですとか、NTTであるとか、そういう防災に関するセクションがほとんどなんです。それがすべて充て職なんですね。そういうことから、ほとんど女性がいなかったというのが実態でございます。県の場合でいいますと、会計管理者という部長級が一人おりますので、メンバーになっております。あと埼玉県看護協会というところが、当然看護師さんがほとんどでございますので会長さんが女性です。きわめて数が少ないとということで、非常に申し訳なく思っております。

知事も議会の答弁において「この防災会議はほとんど充て職なので増やしようがないんです。その下に幹事会とかワーキングなどもありますので、そういったところは充て職でない形になってますので、女性に実質的な議論していただけるような工夫をしてまいります。」ということを議会で答弁をしているところでございます。これは本当に申し訳ないなど、私もこの3月までは県民生活部に頭を下げておりました。そういう状況でございます。

○会長 他になにかありますか。

○根岸委員 推進指標のところで、前も言ったのですが年度の目標がないんですよね。民間企業では一般的に、年度の目標がない計画って本来あり得ないんですよね。20数項目の中の24年度はどこまで持っていくのか、25年度はどうなのかというのを作らないと、最終年度にはまだ11%です、という事態が起きてくるはずです。民間では各年度の推進状況を踏まえ、翌年以降の計画を修正するという作業をしております。単年度目標はクリアすれば順

調にいっている。単年度目標をクリアしなければローリングして2年度目、3年度目は目標を上乗せしていくということを、ごくごく当たり前にやっています。これは進捗状況確認の中で、工夫してぜひともやっていただきたいと思います。

○事務局 工夫して参りたいと思います。

○会長 他に何かございますでしょうか。それでは時間も過ぎましたので、以上をもちまして、本日の議事を終了します。